

宇治市監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年12月5日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

真田敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による隨時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和5年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。

返納金収入状況（国民健康保険課）

委託料支出状況（障害福祉課）

補助金支出状況（地域福祉課）

第3 監査の着眼点

令和5年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和7年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年9月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年10月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり定期監査における指摘事項について措置が講じられ、適正であった。次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 福祉こども部地域福祉課

(1) 補助金支出状況について

令和5年度の定期監査において、補助金について、要綱の定めと実際の運用との間に齟齬が見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

2 福祉こども部障害福祉課

(1) 委託料支出状況について

令和5年度の定期監査において、一部の業務委託について、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、適正に処理されていることが確認できた。

3 健康長寿部国民健康保険課

(1) 返納金収入状況について

令和5年度の定期監査において、一般被保険者返納金収入状況について、具体的な徴収手続や基準を示したマニュアルが整備されていないと指摘した。

今回、指摘事項について調査したところ、滞納整理事務マニュアルの整備が確認できた。

今後、民事手続による債権回収や、費用対効果を十分に考慮した上で債権放棄についても検討するなど、より適正な債権管理に努められたい。